

スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート事業のうちスマート農業・農業支援サービス事業加速化総合対策事業実施要領

農 林 水 産 省 農 産 局 長 通 知  
制 定 令和7年4月1日付け6農産第5164号  
一部改正 令和8年4月7日付け7農産第4203号

## 第1 総則

スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート事業のうちスマート農業・農業支援サービス事業加速化総合対策事業（以下「対策事業」という。）の実施については、スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート事業のうちスマート農業・農業支援サービス事業加速化総合対策事業費補助金交付等要綱（令和7年4月1日付け6農産第5163号農林水産事務次官依命通知。以下「交付等要綱」という。）に定めるもののほか、この要領（以下「実施要領」という。）に定めるとおりとする。

## 第2 定義

- 1 農業支援サービス事業（以下「サービス事業」という。）  
別表1のサービス内容の欄に掲げるいずれかの取組に該当する事業をいう。
- 2 農業支援サービス事業者（以下「サービス事業者」という。）  
別表1のサービス内容の欄に掲げるいずれかの取組に該当する事業を、対価を得て、実施している者又は本事業を活用して実施しようとする者をいう。

## 第3 事業の構成等

対策事業の構成は次のとおりとし、事業内容、事業実施主体、補助率等は別記1又は別記2に定めるとおりとする。

- (1) スマート農業技術と産地の橋渡し支援（別記1）
- (2) 農業支援サービスの立上げ・事業拡大支援（別記2）

## 第4 成果目標

対策事業の成果目標の設定に関して必要な事項は、別記1及び別記2に定めるとおりとする。

## 第5 募集方法等

### 1 募集方法

対策事業については原則として公募により選定するものとし、農林水産省のウェブサイトにおいて、農林水産省農産局長（以下「農産局長」という。）が募集する。その詳細は農産局長が別に定める公募要領によるものとする。

ただし、第3の(2)を実施しようとする者が、おおむね都道府県域で本事業の取組に係るサービス事業を実施するサービス事業者（北海道内で取り組むサービス事業者にあつては、おおむね北海道内の総合振興局・振興局域で本事業の取組に係るサービス事業を実施するサービス事業者）である場合は、当該都道府県において募集するものとする。

### 2 審査

地方農政局等（北海道にあつては北海道農政事務所、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局。以下同じ。）において応募者から提出された申請書類を審査・採点した上で、前項に基づき農産局長が募集を行った事業については、農産局長が設置する外部有識者等で構成される審査・評価委員会（以下「評価委員会」という。）に諮るものとする。

審査基準については、別表2並びに別記1及び別記2において定めるとおりとする。

### 3 選定方法

- (1) 応募者から提出された申請書類の採点は審査基準に基づき行うものとし、予算の範囲内で、全ての審査項目のポイントを合計し、事業ごとにポイントの高い者から順に採択するものとする。

なお、同ポイントの申請書類が複数あつた場合は、事業費が少ない者を優先的に採択す

るものとする。

- (2) 地方農政局等においては、評価委員会による指摘等がある場合には、応募者に対し、指摘等を反映した書類を提出させることができるものとする。なお、この場合にあっても、ポイントの変更は行わないものとする。

#### 4 審査結果の通知等

- (1) 農産局長は、前2項に基づき審査・選定した結果（以下「審査結果」という。）について、審査等終了後、応募者から申請書類の提出を受けた地方農政局長等（北海道にあっては北海道農政事務所長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長。以下同じ。）に対して、速やかに通知するものとする。
- (2) 地方農政局長等は、(1)により通知を受けた場合は、応募者に対して速やかに審査結果を通知するものとする。

### 第6 補助対象経費

- 1 対策事業の補助対象経費及び補助率は、別記1及び別記2に定めるとおりとする。
- 2 事業実施主体は、対策事業の会計について、他の事業等の会計と明確に区分し、費目ごとに金額が確認できる証拠書類等を整理すること。
- 3 交付決定額は、補助対象経費等の精査により交付申請額から減額することがある。

### 第7 補助対象としない経費

対策事業の実施に必要な経費であっても、以下に掲げる経費は、補助対象としない。

- (1) 事業実施主体の運営に係る経費
- (2) 特定の個人又は法人の資産形成につながる取組に係る経費（対策事業の補助対象経費として導入する機械等に係る経費を除く。）
- (3) サービス事業の実施に係る経費（対策事業の補助対象経費として対価を得ずに取り組みデモ実演等に係る経費を除く。）
- (4) 汎用性の高いものの導入（例：フォークリフト、ショベルローダー、バックホー、パソコン等）に係る経費
- (5) 毎年度必要となる資材の購入に係る経費
- (6) 対策事業により農産物の収量及び品質が低下した場合の補てんに要する経費
- (7) 対策事業を実施するために雇用した者に対して支払う経費のうち、実働に応じた対価として支払う賃金以外の経費
- (8) 事業実施期間中に発生した事故又は災害の処理のための経費
- (9) 補助対象経費に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額）
- (10) 飲食費
- (11) 既存の機械の代替として同種・同能力のものを再取得する取組に要する経費
- (12) 事業実施主体が、自己資金又は助成により事業を現に実施し、又は既に終了している取組に要する経費
- (13) 補助金の交付決定前に支出される経費（第8第2項の（2）に定める交付決定前着手届を提出している場合を除く。）
- (14) 対策事業以外の事業に要する経費と区分できない経費
- (15) 経費の根拠が不明確で履行確認ができない取組に係る経費
- (16) 国の他の補助事業等で支援を現に受け、又は受ける予定となっている取組に係る経費
- (17) その他対策事業を実施する上で必要とは認められない経費及び対策事業の実施に要したものと証明できない経費

### 第8 事業の実施手続

- 1 事業実施計画書の作成

事業実施主体が作成する交付等要綱第5第1項の農産局長が別に定める事業実施計画書（以下「事業実施計画書」という。）の内容及び提出に当たっての手続（変更する場合を含む。）は、事業ごとに別記1及び別記2に定めるところによるものとする。

## 2 事業の交付決定及び事業着手

(1) 事業実施主体及び都道府県知事は、原則として、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第6条第1項の交付の決定（以下「交付決定」という。）後に事業に着手するものとする。

ただし、事業の効果的な実施を図る上で緊急かつやむを得ない事情がある場合にあつて、事業ごとに別記1又は別記2に定める提出先に事業実施計画書を提出しかつ補助金の交付が現実となったときに限り、事業実施主体及び都道府県知事は、交付決定前であっても事業に着手することができる。この場合においては、事業実施主体及び都道府県知事は、交付決定までのあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知の上で行うものとする。

(2) (1)のただし書により交付決定前に事業に着手する場合には、事業実施主体（別記2の第7第1項(2)により事業実施計画書を提出した場合を除く。）は、あらかじめ、前項において事業実施計画書を提出した地方農政局長等の適正な指導を受けた上で、交付決定前に事業に着手する理由を明記した交付決定前着手届を様式第1号により作成し、当該指導を受けた地方農政局長等に提出する（別記2の第7第1項の(2)により事業実施計画書を提出した場合は都道府県知事が事業実施主体から様式第1号（都道府県知事が別に定める場合はその様式）により作成された交付決定前着手届の提出を受け、その写しを地方農政局長等に提出する。）ものとする。なお、都道府県知事が交付決定前に事業に着手する場合は、あらかじめ地方農政局長等の指導を受けた上で、その理由を明記した交付決定前着手届を様式第1号により作成し、地方農政局長等に提出するものとする。

(3) (2)において地方農政局長等は、交付決定前着手届の提出を受ける前に交付決定前に事業に着手する理由等を検討するとともに、交付決定前に着手する範囲を必要最小限にとどめるよう指導するものとし、事業着手後においても必要な指導を十分に行うことにより、事業が適正に行われるようにするものとする。

## 第9 事業実施状況の報告

1 事業実施主体は、本事業の実施年度から目標年度の前年度までの間における成果目標の達成状況等について、毎年度、事業ごとに別記1及び別記2に定めるところにより実施状況報告書を作成し、地方農政局長等（別記2の第7第1項の(2)により事業実施計画書を提出した場合は都道府県知事を通じて提出する。）に、別記1及び別記2に定める期限までに提出するものとする。

2 地方農政局長等は、前項の規定に関わらず、事業実施年度の途中において、必要に応じて事業実施主体等に事業実施状況の報告を求めることができるものとする。

3 第1項の事業実施状況の報告を受けた者は、その内容を点検し、成果目標の達成等が見込まれないと判断したときは、当該事業実施主体等に対して必要な指導を行うものとする。

## 第10 事業の評価

1 対策事業の評価に当たっては、次に定めるもののほか、事業ごとに別記1又は別記2に定めるところによる。

(1) 事業実施主体は、目標年度の翌年度に、目標年度における成果目標の達成状況等について自己評価を行い、別記1又は別記2に定める期限までに地方農政局長等に報告する（別記2の第7第1項の(2)により事業実施計画書を提出した場合は都道府県知事を通じて報告する。）ものとする。

(2) (1)の報告を受けた地方農政局長等は、遅滞なく、その内容について点検評価し、その結果を踏まえた評価所見を作成するものとし、地方農政局長等は作成した評価所見等を農産局長に提出するものとする。

(3) 農産局長は、地方農政局長等から提出を受けた評価所見等について、事業ごとに取りまとめた上で、評価結果、手法、その他必要な事項等について意見を聴取するために評価委員会に諮るものとし、地方農政局長等は、評価委員会の意見を踏まえ、最終的な評価結果

を取りまとめるものとする。ただし、(1)で事業実施主体が都道府県知事を通じて地方農政局長等に報告したものについては、地方農政局等において関係部局で構成する検討会を開催する等により最終的な評価結果を取りまとめるものとする。

なお、評価委員会において意見聴取を行う場合には、農産局長は、必要に応じて地方農政局長等を通じて事業実施主体に指示し、事業の取組内容を評価委員会に説明させることができるものとする。

(4) 地方農政局長等は、(3)により取りまとめられた最終的な評価結果を公表するものとする。

(5) 地方農政局長等は、(2)の点検評価の結果、成果目標が達成されていないと判断する場合には、当該事業実施主体に対し、目標達成に向けて取り組むよう指導を行い、様式第2号により速やかに改善計画を提出させるものとする。

ただし、次のア又はイに該当する場合にあっては、事業実施主体から成果目標の変更又は評価の終了の改善計画を提出させ、(3)の規定に準じて評価委員会に諮る等した上で、妥当と判断された場合には、成果目標を変更し、又は評価を終了することができるものとする。なお、成果目標の変更手続は、交付等要綱第14の規定による計画変更に係る手続に準じて行うものとする。

ア 自然災害等により取組が困難となるような事態が生じている場合

イ 社会経済情勢の変化により成果目標の達成が困難となるような事態が生じている場合

(6) (5)の改善計画に基づく取組の再評価については、(1)から(3)までの規定に準じて行うものとする。

(7) 地方農政局長等は、(5)により指導を行った場合には、改善計画及びその内容を農産局長に報告するものとする。

## 2 事業実施効果等の調査

国は、事業の実施効果等の本事業の実施に必要な事項に関する調査を関係都道府県と連携して行うとともに、必要に応じて、その内容を公表することができるものとする。

## 第11 証拠書類の保管

事業実施主体及び都道府県知事は、対策事業の支出内容の帳簿及び証拠書類又は証拠物を整備して、補助金の交付を受けた日の属する年度の翌年度から起算して5年間保管するとともに、地方農政局長等から求めがあった場合には、その書類又はその書類の写しを提出しなければならない。

## 第12 収益納付

1 事業実施主体は、交付等要綱第26第1項の規定による報告について、当該報告に係る年度の翌年度の6月末までに、様式第3号を地方農政局長等に提出しなければならない。別記2の第6第1項の(2)により事業実施計画書を提出した事業実施主体にあっては、都道府県知事が事業実施主体から様式第3号に準じて報告を受け、地方農政局長等に提出しなければならない。

なお、農産局長又は地方農政局長等は、特に必要と認める場合にあっては、当該報告を求める期間を延長することができるものとする。

2 交付等要綱第26第1項の規定による収益の納付を求める期間は、対策事業の各事業の目標年度までの間とする。ただし、納付を命じることができる額の合計額は、それぞれの事業の実施に要する経費として確定した補助金の額を限度としなければならない。

なお、農産局長又は地方農政局長等は、特に必要と認める場合にあっては、当該収益の納付を求める期間を延長することができるものとする。

## 第13 自社製品の調達がある場合の利益等排除

事業実施主体が自社製品の調達を行う場合、事業実施主体の利益等相当分を補助することは、補助の目的上ふさわしくないため、原価(自社製品の製造原価等)をもって補助対象経費を計上すること。なお、製造原価を算出することが困難である場合は、他の合理的な理由をもって原価と認める場合がある。

#### 第14 その他

事業実施主体は、国の求めに応じ、サービス事業の発展に資するデータの提供等の協力及び事業効果の検証に協力するものとする。

##### 附 則

この通知は、令和7年4月1日から施行する。

##### 附 則

- 1 この改正は、令和8年4月7日から施行する。
- 2 この通知の改正前の要領に基づいて実施している事業については、なお従前の例による。